

## 新たな地域クラブ活動における指導者の確保について

### 1 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁 文化庁 令和4年12月）が示している指導者の確保について

- (1) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、スポーツ・文化芸術団体の指導者のほか、部活動指導員となっている人材の活用、退職教師、教師等の兼職兼業、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生・高校生や保護者、地域おこし協力隊など、様々な関係者から指導者を確保する。
- (2) 都道府県は、域内におけるスポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努め、求めに応じて指導者を紹介する人材バンクを整備するなど、地域クラブ活動の運営団体・実施主体による指導者の配置を支援する。市区町村が人材バンクを整備する場合は、都道府県との連携にも留意する。
- (3) 都道府県、市区町村及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒が優れた指導者から指導を受けられるよう、必要に応じICT を活用した遠隔指導ができる体制を整える。
- (4) JSPO をはじめとしたスポーツ団体、文化芸術団体等は、指導者資格の取得や研修・講座の受講に際し、インターネットを通じて受講できるようにするなど、指導者の負担軽減に配慮した工夫を行う。また、JSPO は、自らが運営する公認スポーツ指導者マッチングサイトの活用促進に取り組む。

### 2 都道府県が人材バンクを整備することによる指導者の確保について

#### (1) 茨城県地域クラブ活動人材バンク

茨城県の「地域クラブ活動人材バンク」は、指導者として協力いただける地域の皆様に登録をいただき、市区町村の依頼に応じて、指導者を紹介するしくみとしている。登録者194人（令和5年9月26日現在）

#### (2) 栃木県部活動指導員・地域クラブ活動指導者バンク

栃木県は、県内の中学校及び県立学校において、部活動指導員として部活動の指導を行っていただける方や、学校部活動を地域移行した「地域クラブ」での指導を行っていただける方を「登録し、部活動指導員や地域クラブ活動指導者の配置を検討する市町教育委員会や県立学校、地域クラブに情報提供する」としている。登録者 運動部62人（令和6年1月11日現在）文化部24人（令和5年12月20日現在）

※大分市立中学校運動部活動外部指導者人材バンク 登録者302人（令和6年1月16日現在）

### 3 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン (スポーツ庁 文化庁 令和4年12月) が

#### 示している指導者の質の保障について

- (1) 都道府県及び市区町村は、生徒にとってふさわしい地域スポーツ環境を整備するため、各地域において、専門性や資質・能力を有する指導者を確保する。  
また、スポーツ団体等は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める。
- (2) JSPO は、より多くの指導者が自ら公認スポーツ指導者資格取得を目指すような制度設計に取り組む。その際、指導技術の担保や生徒の安全・健康面の配慮など、生徒への適切な指導力等の質のみならず、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為も根絶する。
- (3) 公益財団法人日本パラスポーツ協会及び各競技団体は、障害者スポーツ指導資格の取得を促進するとともに、研修機会を充実する。
- (4) 指導者は、スポーツに精通したスポーツドクターや有資格のトレーナー等と緊密に連携するなど、生徒を安全・健康管理等の面で支える。
- (5) スポーツ団体等は、指導者に暴力等の問題となる行動が見られた場合への対応について、自ら設ける相談窓口のほか、JSPO 等の統括団体が設ける相談窓口を活用し、公平・公正に対処する。都道府県や市区町村などスポーツ団体とは別の第三者が相談を受け付け、各競技団体等と連携しながら対応する仕組みも必要に応じて検討する。

※大分県教育委員会は部活動指導者を対象にした研修会を毎年開催している。

※大分市教育委員会では、部活動指導に関する研修会等を年間8回～10回行い、適切な指導の在り方等について確認している。

#### 4 指導者の確保から考える休日の地域移行について (案)

